

令和7年10月
大阪市立佃西小学校校長 小西 浩之
学校協議会委員長 中本 義隆

令和7年度

第2回大阪市立佃西小学校学校協議会の開催について（お知らせ）

1. 開催日時 令和7年11月25日（火）午後7時から

2. 開催場所 大阪市立佃西小学校 1階 校長室

3. 案件

・運営に関する計画（中間評価）について

4. 傍聴者の定員

8名

5. 傍聴手続（傍聴要領をご覧ください）

手続き上、傍聴希望者は、開催前日までに、教頭までご連絡ください。

6. 問い合わせ先

学校協議会事務局（教頭 木下）

電話（06-6472-8012）

大阪市立佃西小学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立佃西小学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は 8 名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長(会長)はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年3月26日から施行する。